

# 郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

## 1 改正要旨

令和6年能登半島地震を受け、総務省から、本年1月19日付けで、災害時に応急作業等に従事した職員に対し支給される災害応急作業等手当の運用通知が発出され、異常な自然現象により災害が発生した現場で行う巡回監視、応急作業等のほか、避難所運営等の業務、罹災証明にかかる家屋調査等についても支給対象作業に該当すると示された。

当該総務省通知の趣旨を踏まえ、特殊勤務手当として「災害応急作業等従事職員の手当」を新たに設けるため、その支給範囲及び支給額を定める。

## 2 改正内容

異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において、下記の作業に従事した職員に対して手当を支給するため、以下のとおり規定する。

No.	作業内容	手当額(勤務1日につき)		日没時から日出時までの間において行われた場合	著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合
		大規模災害以外	大規模災害		
1	巡回監視の作業	710円	1,080円	100分の50に相当する額を加算した額	100分の100に相当する額を加算した額
2	応急作業及び応急作業のための災害状況の調査の作業	1,080円			
3	市外の地方公共団体の区域に派遣されて行う罹災証明書の交付に係る被災した住家等の被害認定調査の作業、避難所等の運営支援の作業又はこれらの作業に相当するものとして市長が定めるもの	710円			

※同一の日においてNo.1,2いずれの作業にも従事した場合は、最も高い手当の額を支給する。

※同一の日においていずれの加算額の要件にも該当した場合は、最も高い加算額とする。

### 定義

**異常な自然現象**：暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する自然現象

**重大な災害**：大規模な土砂崩壊、決壊、冠水、雪崩、落石、盛土法面崩壊その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害

**大規模災害**：災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された災害や災害救助法が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害

**作業が著しく危険であると市長が認める区域**：災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法などに基づき、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域等の作業

## 3 施行日

公布の日（市外の地方公共団体の区域に派遣されて行う罹災証明書の交付にかかる被災した住家等の被害認定調査の作業、避難所等の運営支援の作業及びこれらに相当すると市長が認める作業については令和6年1月1日適用とする。）